

第 2 5 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 1 7 年 5 月 2 7 日 (金)
午後 2 : 0 0 ~
1 6 中 会 議 室

- | | |
|----------|--|
| 出席委員 | 永井 護委員，
荒井雅彦委員，塩田 潔委員，増淵昭一委員
鈴木幸子委員，吉田栄一委員，杵淵 広委員
小林秀明委員，岡本治房委員，中山勝二委員
野中英夫委員，生井敏夫委員，
(1 2 名) |
| 欠席委員 | 長田光世委員，船田武彦委員
松本正美委員 (代理出席：福田課長補佐)
(3 名) |
| 出席幹事 | 野澤省一幹事，永嶋正義幹事，栗田健一幹事，
森岡正行幹事，高橋 悟幹事，加藤岩男幹事，岸 忠繁幹事
(7 名) |
| (臨時幹事) | 木村光男幹事 (市民生活部長) ，菊池芳夫幹事 (市民生活部次長)
和田育郎幹事 (生活安心課長) ，岡本典幸幹事 (斎場整備推進室長)
(4 名) |
| 事務局 | 吉澤信二書記，相羽仁司書記，飯塚由貴雄書記，齋藤貴司書記
(4 名) |
| 説明員 | 伊澤敬一説明員，大沢 悟説明員，大谷昌弘説明員，
福田 衛説明員
(4 名) |

吉澤書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、只今から、「第25回宇都宮市都市計画審議会」を始めたい
と思います。

委員の皆様方には、ご審議・ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております資料と本日の配布資料として、資料4と
資料5の意見提出者の名簿になります。資料5の「意見提出者の名簿」につきましては、
非公開情報となりますので、お持ち帰りにならないよう、お帰りの際にはお願いいたし
ます。

事前に送付しております資料としまして、会議次第、宇都宮市都市計画審議会名簿、
議案書、資料1「施設配置図」、資料2「都市計画案に対する意見書」、資料3「環境ア
セス結果概要」、これが事前に送付されている資料です。本日の配布分としまして、資
料4「意見書に対する市の見解説明資料」、資料5といたしましては名簿となっております。

以上の資料となっておりますが、ご不足しているものがありましたら、お知らせ願
いたいと思います。よろしいでしょうか。

今回は、新年度になって初めて開催される審議会となりますので、開会にあたり、
野澤都市開発部長より、ごあいさつ申し上げます。

野澤幹事

都市開発部長の野澤でございます。本日は第25回都市計画審議会にご出席頂きま
して誠にありがとうございます。今年度最初の審議会でございます一言ごあいさつ申
上げます。委員の皆様方には日頃から本市の市政全般にわたるご支援、ご協力頂きこ
の場をお借りしまして感謝を申し上げます。委員の皆様にはそれぞれの知識とご経験か
ら様々な角度でご審議をお願い頂きたいと存じております。簡単ではございますがよろ
しくお願いいたします。

吉澤書記

ありがとうございました。続きまして、新年度になって委嘱している関係行政機関の
人事異動により、新たに委嘱を受けられた委員3名をご紹介します。恐れ入
りますが、ご挨拶・自己紹介等をお願いいたします。

お手元の「宇都宮市都市計画審議会名簿」をご覧ください。

第3号委員としまして、関係行政機関のお立場でご出席いただいております野中英夫
委員でございます。

野中委員

4月から河内農業振興事務所の所長となりました野中です。よろしくお願いします。

吉澤書記

同じく、第3号委員として、関係行政機関のお立場でご出席いただいております生井
俊夫委員です。

生井委員

宇都宮土木事務所長の生井でございます。よろしくお願いします。

吉澤書記

同じく、第3号委員として、関係行政機関のお立場でご出席いただいております松本
正美委員です。松本委員におかれましては、本日、所用により欠席されておりますので
代理として、福田課長補佐が出席しております。

福田委員代理

福田です。よろしくお願いします。

吉澤書記

ありがとうございました。委員の皆様方には、今後お世話になりますが、よろしく
ご指導のほどお願い申し上げます。

続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。

まず、幹事の紹介をいたします。都市開発部長の野澤省一です。

野澤幹事

野澤です。よろしくお願いします。

吉澤書記	都市開発部次長の永嶋正義です。
永嶋幹事	永嶋です。よろしくお願いします。
吉澤書記	地域政策室長 の森岡正行です。
森岡幹事	森岡です。よろしくお願いします。
吉澤書記	環境保全課長 の高橋悟です。
高橋幹事	高橋でございます。よろしくお願いします。
吉澤書記	農政課長代理の池田です。
池田幹事代理	池田でございます。
吉澤書記	道路建設課長の岸忠繁です。
岸幹事	岸です。よろしくお願いします。
吉澤書記	都市計画課長の栗田健一です。
栗田幹事	栗田でございます。よろしくどうぞお願いします。
吉澤書記	<p>また本日は付議案件に関しまして、臨時幹事といたしまして市民生活部長，市民生活部次長，生活安心課長，斎場整備推進室長が出席しておりますので、併せてご報告いたします。</p> <p>つづきまして、事務局の紹介をいたします。都市計画グループリーダーの相羽仁司です。</p>
相羽書記	相羽です。よろしくお願いします。
吉澤書記	都市計画グループリーダーの飯塚由貴雄です。
飯塚書記	飯塚です。よろしくお願いします。
吉澤書記	都市計画グループ総括主査の齋藤貴司です。
齋藤書記	齋藤です。よろしくお願いします。
吉澤書記	<p>最後にわたくし、都市計画課統括グループリーダーの吉澤信二です。</p> <p>最後になりますが、傍聴者数の報告を致します。本日の会議については、傍聴者 8 名でございます。</p> <p>それでは、永井会長，進行をお願いいたします。</p>
永井会長	<p>委員の皆様方のご協力を頂き，効率的に会議を進めたいと思いますので，ご協力をよろしくお願いします。</p> <p>それでは，本会の定足数に関して，事務局より報告を求めます。</p>
相羽書記	<p>事務局より本会の成立についてご報告いたします。本日の会議でございますが，現在出席委員は 12 名です。これは宇都宮市都市計画審議会条例第 6 条に『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので，会議の成立をご報告いたします。</p>

永井会長 はい、ありがとうございます。ただいまから第25回宇都宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

まず、議事に入る前に、本日の議事録署名員でございますが、荒井委員と杵渕委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、会議の公開、非公開について確認します。

本日の付議案件については5月20日付けで宮都第35号にて市長から議案第1号「宇都宮都市計画火葬場の変更について」についての諮問がされております。

付議案件の審議につきましては、会議は原則公開となりますが、資料2「都市計画案に対する意見書」中に一部非公開情報となる個人の情報が含まれておりますので、資料についての補足説明を事務局のほうでお願いいたします。

飯塚書記 資料2でございますが、この意見書につきましては縦覧期間中にこの都市計画案につきましてご提出頂きましたものでございます。事前にお配りするために意見提出者の皆様の住所、氏名などは隠させていただいておりますが、意見文は原文のままになっております。個人情報なども含まれておりますので、取扱注意とさせていただきたいと存じます。ただ、本日は資料5といたしまして、意見提出者の名簿を配布させて頂いておりますので、お手元で確認して頂いただけということでもよろしくお願いいたします。以上でございます。

永井会長 資料中の個人情報については、委員の皆様のお手元の一番最後に配布されたと思いますが、資料で確認のみしていただきながら審議を進めていきたいと思っております。以上のようなことで公開という形で進めますが、それでよろしいでしょうか。何かご異議があれば、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

永井会長 傍聴者の皆様方へですが、お手元に傍聴要領が配布されていると思います。記載してあることをよくお読み頂きまして、審議の進行にご協力願いたいと思っております。よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

最初に、事務局から説明をお願いします。説明頂いた後に、まず全体的な議論で、議案書それから資料1及び資料3について、説明のあと審議をさせて頂きたい。その後です。少し細かい意見書についての対応についての議論をしていくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、まず事務局で説明願います。

栗田幹事 それでは、議案書と資料1のご説明をして参りたいと思っております。

まず、議案第1号「宇都宮都市計画火葬場の変更について1の2号宇都宮市新斎場(宇都宮市決定)」の議案について一括でご説明いたします。法令上変更という言い方をしておりますが、現在決定してあります山本町の火葬場が廃止されるまで、市内に2か所の火葬場を決定しておくこととなりますので、追加変更という説明をするものです。

これらの内容は、昨年12月の審議会でご報告いたしました内容と概ね同様でございます。1月以降、関係機関とも最終の調整をさせていただいた案となっております。

それでは、まず「議案第1号」の1ページをお開きください。今回、変更する1の2号宇都宮市新斎場の決定内容です。決定致しますのは、名称、位置、面積であり、上久町に約97,000㎡、9.7haと申しますが、9.7haで計画するものでございます。

次に2ページをお開きください。総括図でございます。宇都宮市新斎場の位置を赤枠で示したものです。

次に3ページをお開きください。計画図となっております。宇都宮市新斎場の区域を地形図に赤枠で示したものです。

以上、議案書の概要をご説明いたしました。詳細につきましては、お手元の資料1 A3版になりますが、そちらでご説明したいと思います。

A 3版をお開き願いたいと思います。資料1でございます。

それでは、1ページ左側をご覧頂きたいと思います。

「1 都市計画の種類・名称等」でございますが、議案書と同様で記載の通りでございます。

次に、「2 都市計画変更の理由」でございますが、本市では、平成13年3月に「宇都宮市斎場再整備基本計画」を策定いたしまして、移転新築による整備方針を決定したところでございます。この方針に基づきまして、平成13年6月から複数の候補地を選定し、比較検討を行いまして、平成14年6月に上欠町を最有力候補地として選定し、その後、環境影響評価調査の総合評価等を踏まえまして、平成16年10月に上欠町富士山台を新斎場の建設地として決定いたしまして、今後、都市施設として整備するために、現在の山本町の火葬場に加えて都市計画火葬場を追加しようとするものでございます。

次に、「(1) 現斎場の課題」でございますが、今後、火葬需要の大幅な増加が予想されております。現施設の能力では対応が困難と予想されております。また、建築されてからすでに26年の歳月が経過するなかで、火葬炉につきましては長期稼働による経年劣化が著しくなっております。また、駐車場の絶対数が不足しておりまして、会葬者が移動される際の錯綜・混雑の発生などがございます。会葬者が利用しづらくなっており、厳粛性を保つことのできない構造となっているということでございます。

次に、「(2) 移転新築の理由」でございますが、現斎場の周辺一体が戸祭山緑地として緑地保全計画がございまして、敷地の拡張が困難になっており、また、火葬業務を行いながら、改築することにつきましては、安定かつ安全な業務の維持に支障をきたすなどの問題がございまして現斎場での新築については困難であると考えております。

次に、「(3) 候補地の選定条件」でございますが、まず、「斎場に求められている姿」としてであります。緑と静けさにつつまれた斎場、ゆったりした空間を有した斎場、それから安心して利用できる十分な機能を有した斎場、そして、最後の別れにふさわしい雰囲気・景観を有した斎場となっております。

続きまして、「建設候補地の選定条件」でございますが、まず、斎場に求められております姿が規模や形態、周辺の景観等から実現可能であることでございます。次に、斎場への交通利便性につきまして距離、時間、経路等の面で優れているということでございます。そして、新斎場としての土地利用におきましてインフラ及び諸条件等の面で可能であるということでございます。

次に、「(4) 上欠町を最有力候補地とした理由」でございますが、自然の樹木に囲まれた広い平坦部がございまして、樹木を残したまま整備することが可能である。それから、宇都宮環状線から近距離にございまして、市内全域からの交通利便性が高い。それから、土地利用規制がありませんので、造成が容易である。そして、地形などから建設によります周辺に及ぼす影響が少なく、周辺環境との調和が図りやすいということでございます。

続きまして、右側をご覧頂きたいと思います。

上の「総括図」でございますが、新斎場の位置を示しております。インター通りの南側に接しておりまして、宇都宮環状線の西側にございまして、環状線からは約1.6km程度のところにございます。

続きまして、その下の「計画図」でございますが、ご覧のような区域で計画しております。面積は約97,000㎡、9.7haでございます。

次に「3 施設概要」でございますが、主な設備と致しまして、火葬炉16基、待合室16室、式場2室で考えております。最大火葬能力は、1日あたり約48件でございます。駐車場につきましては、普通車216台以上、大型車16台を考えております。工事計画といたしましては、平成18年度後半から造成工事を行いまして、稼働開始を平成20年度内と予定しているところでございます。

次に2ページをお開きください。参考にお付けしてありますが、施設計画図でございます。

計画地の中央から南側部分にかけまして、建物及び駐車スペースを配置してございます。また、建物及び駐車場の周辺には緑地帯を設けまして、環境等にも配慮した計画としております。

つぎに、調整池につきましては、計画地の南側と西側2か所設けてございます。
車が入り出る進入路でございますが、2路線でございます。主な進入路はインター通りからの左折進入路ということで、一方通行になります。左折して入ってくる路線、それから、補助的に2つ目は西側道路からということになっております。

また、退出路、出て行く側の方ですが、退出路につきましては西側道路からインター通り方向となっております。この西側道路から交差点付近につきましては、これまで関係機関との調整を図ってまいりましたが、よりよい道路計画とするために、昨年の12月の審議会でご報告いたしました内容から若干変更してございます。それに伴いまして、面積につきましても、若干減少しております。

次に3ページをお開きください。宇都宮市新斎場の位置概況でございます。

ご覧の資料は、計画地南上空からの概況写真でございます。

中央の平坦部分とそれを囲むように樹林部分が見える所が計画地でございますが、この平坦部分を有効利用いたしまして施設の整備を行いたいと考えております。

次に4ページをお開きください。新斎場の広域利用圏の図でございます。

ご覧の資料は、新斎場を利用する市町村のエリアを示したものでございます。北の方から上河内町、河内町、本市であります宇都宮市、下の方に壬生町、石橋町が利用する自治体となっております。また、新斎場と今の斎場の位置も併せて記載してございますので、その位置につきましては、南北の位置関係では概ね平均的な距離の所にあるということでございます。

以上で資料1の説明を終わります。

なお、今回の宇都宮市新斎場に関する都市計画案につきましては、事前に地権者説明会や地元自治会説明会の開催を行い、昨年11月2日～16日には都市計画の素案の縦覧をいたしました。11月30日には公聴会を開催したところですが、その時の傍聴者は14名、公述人は7名でございました。

また、今回の都市計画案の縦覧につきましては、広報うつのみや5月号に登載し、5月6日～20日までの約2週間、都市計画案の縦覧を行ったところでございます。縦覧者は9名、意見書提出者は57名、意見書受理件数は58件でございました。

以上で、議案に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、全体的な内容としまして、前回ご要望のありました資料3の「新斎場建設に係る環境影響評価結果のあらまし」を配布させていただいておりますので、それにつきましては担当のほうからご説明申し上げます。

飯塚書記

ただいまの議案書の中で1ページでございますが、約9.7haという言い方をしてしまいましたが、議案としての法令での手続きでは、約96,500㎡という形になりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

福田説明員

それでは、資料3の「新斎場建設に係る環境影響評価のあらまし」についてご説明させていただきます。斎場整備推進室の福田です。よろしくお願いいたします。

この資料は、環境影響評価書を簡単にまとめたものです。昨年8月に実施しました上欠町自治会や地権者との意見交換会で、この資料をお配りし説明させて頂いております。

まず、今回の環境アセスの目的についてご説明いたします。

火葬場は環境影響評価法で定められた対象施設ではありませんが、今回は、火葬場の建設や施設の稼働の影響から、周辺環境を保全するために適正な配慮を行う必要があるという本市の姿勢から、任意に実施したものです。

資料の「1 環境影響評価項目の設定」の表をご覧ください。

市が計画する建設工事や供用時に、影響を受ける可能性がある項目として、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭」の生活環境項目、「動物、植物、景観」の自然環境項目、「電波障害」の全部で10項目に関して、現在の環境を調査し、予測・評価を行いました。評価項目の設定は、例えば表の一番左の「大気汚染」でいいますと、がついて「排出口排出ガス」と「道路交通量の増加」の二つの要因から影響を受ける可能性があると思定し、設定しております。

次に「2 現況調査」ですが、平成15年8月から平成16年8月の1年間、四季を

通じて、富士山台周辺の調査を実施しました。生活環境は、それぞれ国の基準を満たしており、良好な環境という調査結果でした。また、自然環境につきましては、下に示しました表のとおり、多くの動植物を確認し、豊かな自然が残されていることが分かりました。この表の中でも特に絶滅のおそれがある種としてレッドデータブックに載っている種としましては、植物のキンラン、鳥類のチュウサギ、オオタカ、昆虫類のツマグロキチョウとオオムラサキなどがレッドデータブックに載っております。

次の2ページめの写真をご覧ください。左の写真は植物の注目種のおオチゴユリです。山林の数ヶ所で確認しました。右の写真は昆虫類の注目種のおオムラサキです。計画地にあるエノキの葉の裏で、幼虫を確認しております。

次の「3 環境保全措置」では、建設工事や供用時に周辺環境に与える影響を低減するための対策を下の表にまとめております。

大気汚染につきましては、排出ガスを最新の火葬炉設備により排気処理するというように、項目ごとに影響を低減するための対策をたてております。あとの項目につきましては、次のページの個別評価のところで説明させていただきます。

3ページをご覧ください。「4 評価の概要」「(1) 総合評価」こちらに今回の環境影響評価の結論をまとめてございます。

結論としまして、工事中や供用時に各種の環境保全措置を実施することで、環境に与える影響を低減でき、環境を適正な水準に維持することが可能であると評価しました。

「(2) 個別評価」で総合評価の基礎になった個別の評価についてまとめてございます。

「ア 大気」についてですが、表をご覧ください。この表は火葬による排出ガスの影響を予測した結果です。どの項目でも予測した将来の濃度が環境基準を下回っております。特にダイオキシンにつきましては、将来濃度が0.098ピコグラムとなっており、環境基準の0.6ピコグラムを満たしております。以上から環境保全目標を達成できると評価しました。

次に「イ 水質」ですが、施設からの生活排水は下水道に放流する計画です。河川に放流するのは敷地に降った雨水だけです。雨水については調整池で砂を沈めてから放流しますので、河川への影響は低減できると評価しました。

次に「ウ 土壌」ですが、現況を調査し、汚染は見られませんでした。工事にあっても土壌の搬出搬入を抑えることで影響がないと評価しました。

「エ 騒音」と次のページの「オ 振動」については、予測の結果、規制基準を満足しました。工事中は、低騒音・低振動の建設機械や工法を選ぶなどの対策を実施します。

「カ 悪臭」については現斎場を調査した結果、臭気指数が10以下であったため、現況と変化はないと予測しました。さらに、悪臭物質は排出ガス処理設備で分解するなどの対策を実施します。

「キ 動物植物」ですが、注目種についても、森林の伐採を最小限に抑え周辺の緑地を残すことにより、生息環境への影響を最小限にとどめるという目標の達成が可能であると評価しました。

「ク 景観」については、建物の色や高さを周辺の森と調和したものにすることで、景観への影響は抑えられると評価しました。

「ケ 電波障害」については、共同アンテナを設置するなどの対策により、影響を低減できると評価しました。

以上全ての項目において、保全対策を行うことにより目標を達成できると評価し、総合的にも環境を保全できると評価しました。

最後に「5 評価の確認」ですが、今後の建設工事中や供用時に、今回の保全目標が達成されているかどうかを把握して、確認していく予定です。事業実施時には今回の環境アセスの結果を活かして、事業者として周辺環境の保全に努めてまいります。

以上、環境アセスメントの説明を終わります。

永井会長

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明が終わりましたので、委員の皆様から、ご質問・ご意見等お願いします。

先ほどお話ししましたように、まず全体の大枠について、確認をして、それから具体的な意見書への対応、あるいは地主さんとの今までの経過等についての議論に入れればと

思っています。

まずは、全体的な都市計画としての選定とか施設内容等について、これで問題は無いかどうかということを議論していただければと思います。

鈴木委員

よろしいでしょうか。今丁寧に説明頂きましたけれど、そういう中で教育の面が落ちていたのかなと思いますけど、非常にこの意見書を見させて頂いた中で子供たちへの影響をだいぶ心配されているご意見が多かったと思いますけれども、その点からも私のほうでも現戸祭斎場のほうで私自身も近くに住んでおまして、色々に関心もありましたけれども、さらに学校関係のところの子供たちが特別に今までそういうことで環境的な問題から子供たちへの精神的な影響があったかどうか何かそういう事例があったかどうか、何かそういう事例があったらということで調べてみたのですが、今までにはそういう経緯のものは一つとして無かったという事実がございます。

永井会長

具体的にいうと、斎場の周辺の子供たちへの影響とは具体的にはどのようなものが一番心配されますか。

鈴木委員

意見書の中にもだいぶありましたけども、霊柩車が頻繁に往来するとか、それから黒い服を着た人が常にいらっやるとか、あるいは亡くなった人をここで焼くんだよというように、そういうイメージ的なことで大人からの関わり方も随分影響が及ぼすのではないかなという心配をしておりましたけれども、特に斎場の付近を夜、部活などで遅くなって帰るとき通学路の暗い所でちょっと不安を感じるなど、それぐらいの心配なのかなあというような感じをしておりますけども。

永井会長

どうもありがとうございました。事務局のほうでそれについて情報があつたら結構ですけども。特にございませんか。

伊澤説明員

特にございません。

永井会長

私はね、昔から日本はニュータウンを造るとお墓作らないですよ。だけど、人間は死ぬ場所があってそれが日常の中で見れるのが当たり前なんですよ。むしろ、お墓が無い町なんておかしいんじゃないかなと。みんな一回生まれたら、必ず死ぬ訳ですから、環境として夜の問題とかあると思います。ただ、お墓があると、人間が死ぬという行為を隠すということは、子供の教育上むしろ良くない事じゃないかという気もいたしますが、そういうところは、どういう風に子供の教育を考えていくかということとの兼ね合いもあると思いますけど。日本のニュータウンはおかしいじゃないかと、むしろニュータウンになってない。他にいかがでしょうか。

中山委員

よろしいでしょうか。今鈴木委員が言われましたように、この意見書の中に子供のね、人を焼くんだとか、そういうことが生々しく出ていますよね。そういうことについて、いわゆる子供の通学路とかそういう問題について何か調べることが行政にもそういう部分がアクセスだけで、もしかしたら落ちているんじゃないかだろうと多分鈴木委員は言っているんだろうと思うんですよ。その辺について、今委員長が言われたように我々は生まれたら必ず死ぬんですからこれは死ぬ場所が無くちゃ困っちゃうんで、私は近所にお墓を持ってちゃんとやってますけど、だからそういうことの配慮もこの意見書を見る限りにおいてはそういうことをね、色々だいぶありますよねこの中に、だからその辺についての配慮もいくらかあったほうがいいのかないかなというご意見だと思うんですよ。その辺がね鈴木委員が言われたようにそれについてその少しは考えながら説得するべきものは説得し、ちゃんと理解をさせるという教育という問題の中でもね今委員長さんが言われたようにニュータウンという話が出ましたけれどもその辺のこともこの意見書の中に相当ありましたよね確かに。だからそれについての配慮もやっぱり意見書の単なる中の一部分であってもいくらか気にして上げるのがいいのかないかなという気はいたします。

永井会長

もちろん、ですから夜の危険な時に子供、お子さんなんかの活動に危険があるとか、

それから交通問題でもって危険がある、これはやらなくてはならない問題だと思います。子供たちが安心して生活できる環境として努力してこれはまさに取り組みとして考えていかなければいけない。今のところはよろしいでしょうか。他に何かございませんでしょうか。

塩田委員

今、教育問題まで出てきたと思うんですが、死に対する倫理観というか、そういう問題というのは、我々親が子に対してやはり常日頃教育しなきゃならない問題かなと思いますし、また学校においても委ねられるところもあるのではないのかなと思うんですね。だからこの上欠地区だけがどうこうということではなくて、全体に言えることではないのかな。それとあともう一つ、付近の方がそういう車に懸念されていることに対してですね、これは出来るかどうか難しいでしょうけれども、いわゆる葬儀の時には霊柩車であるとか、マイクロバスとかそれらしい雰囲気の入ってきますよね。その辺もちょっと配慮出来ないものか、業者の方に協力頂いて、死というものは厳粛なものであるし、そのように受け止めるべきなんでしょうけれども、車、マイクロバスが何十台と毎日出入りするとすると、確かに気分が良くないとなりますので、そういう車を葬儀関係の業者のほうがお持ちになっているんでしょうけれども、ちょっとその辺のところも配慮されると緩和されるのかなという気がするんですけどいかがでしょうか。

鈴木委員

よろしいでしょうか。今の黒い車の件ですけど、一昨日ある葬儀に出ましたところ、今白い車になってるんですね。こういうところまで今は専門的に業者がやっておられますけれども、業者そのものがその辺のところからも変えつつあるんだなと思いました。それから先ほどの子供の面ですけども、そういうことで特別に今現在ある戸祭斎場の付近の子供たちが特別な問題が今まで過去、現在何も無いというような現実があります。そういうことですけども、これから新しく今住んでいるところに新斎場が出来ることによって子供達が不安感をというご心配が大人側にはあると思いますが、その辺のところは本当に委員長さんがおっしゃられたように就学して見過ごすことの出来ないことですからその辺はやっぱり、むしろそういうものが身近にあることを子供達が認識して、そして人のつながりとか、先祖とのそういう人とのつながり、そういうものを大切に作る意識がむしろ育ってくるんじゃないかと、ただ大人の関わり方あるいは学校の関わり方というものも大きく影響してくるんじゃないかと思うんですけども、通学路あるいはその環境他の問題にしても、これからも地元の方とさらに話し合いを詰めていただいて本当に地元の方が要望されるような、可能な限りの要望を満たしていくような方向で進めていって頂けるといいのかなというふうに思います。

永井会長

そうですね。地元とのコミュニケーションがなにしる、これからのまちづくりというのは大事にしていかなければいけないので、これは大事だと思うので。

立地条件から見た時にどうなんでしょうか。インター通りがアクセス道路になっておりますが、そういう点ではかなり幹線のすぐ近くに直結して施設が立地している形ではあります。これはどう考えるかということなんですけど、意図的には幹線から走っている車の中ですから、そういう面で見ると先ほどの雰囲気としての色とかというものは、いわゆるコミュニティーのなかの境まで入って、そこからアクセスするという立地条件と比較した場合には影響が少ないのではないかなという気はいたします。ただ交通量等は増えてくることは明らかなので、十分その対策がとれているかどうか厳しくチェックする必要があると思いますが。周辺の道路関係それからアクセス関係はどうでしょうか。周りに影響があるかどうか。それに対しての交通ゾーンの対策はこれでよろしいでしょうか、というあたりについてはいかがでしょうか。

あとは、立地全体のマクロなサービスエリアとそれから、まあ真ん中にある、少し西寄りではありますけど、ほぼ中央の位置にはきてるというようなお話だったようです。

鈴木委員

2, 3日前に現地をちょっと見て参りましてね、幹線の道路からの出入りは道路そのものの渋滞はありませんし、これは可能だろうという思いはしまして、ただ西側の細い道路、それが通学路になっているかと思うんですけど、やっぱりあの辺の道路も含めて

きちんと整備されて行くということも入るんでしょうかね。

永井会長

図面を見て頂いて、この図が一番いいんでしょうかね。参考図と書いてあるこの図ですね。事務局でこの図面で今のアクセスの話をもう一度して頂けませんか。

伊澤説明員

このアクセス道路の関係なんですが、入口が2か所でございます。一番メインと想定される入口がインター通りの北側でちょうどこの図で中央でございます。利用者の8割9割はほとんどの方が宇都宮から来るという想定がされますので、進入される車につきましてはほぼこの左折専用帯を通るであろうという設定で専用レーンとして設けております。

退出する車につきましては、西側のこの道路一本でございますが、この西側の道路につきましては、現道はこの図面の位置の左側、西側の部分でございます。こちらの細かい部分が現道です。今回整備をしようとしているのは、この現道の東側に新しい、勾配も緩い、それと道幅も太い道路を新しく整備をして退出車両の渋滞緩和に努めたいということであります。

永井会長

このインター通りのこっち側ですね。こっち側が宇都宮で、こっち側がインターチェンジになってますから、多くの方は宇都宮のほうから来るだろうということですから、左折で入ってくる。それから、先ほどの通学路の関係でいくと前の旧道はこれは生きていますか。お子さんはきっとこここのところが、斎場から出てくる車が交通の危険となると、ここからの通行量が多い訳ですよ。元の道路との関係について。

伊澤説明員

普段通学路として指定されていますが、このインター通りでございます。この図面からいくと図面北側にあるインター通り沿いが通学路でございます。そこから、南に向かう今回道路整備をしようとする道路につきましては、今通学路にはなっておりません。

永井会長

通学路にはなっていない。この元の旧道はどのようなことになるのですか。そのまま残るのですか。

大谷説明員

基本的に旧道につきましては、現在は廃止する方向の計画であります。廃止することに対しましては、今回の斎場部分の取付する道路を整備いたしますので、それに伴いまして新しい交差点として整備する計画とさせていただきますところですよ。

永井会長

斎場側から南に下りてくる所にも歩道は付いていますよね。

大谷説明員

斎場入口へ進入する南側ということでしょうか。それとも斎場に下りてくるちょうど調整池の部分でしょうか。

永井会長

斎場に入るアクセスの区間のところには歩道は付いていますか。

大谷説明員

歩道は付いています。

永井会長

南に下りる道路は通過交通が発生することはございませんよね。

大谷説明員

環境アセスメント調査で既存交通の交通量調査をしておりますが、ほとんど既存交通は無い状況となっております。

増淵委員

交通の問題がお話に出てますけれども、現在の戸祭の斎場ではそういう問題もありませんけど、むしろ北側の富士見が丘団地のほうへ大型バスに似たようなものが、山本のほうへ出入りする、というのが多くなっている訳ですね。結局特に来る時にはバラバラに来るのですが、終わると一斉に帰るということになると、来る時には左から入ってくるから比較的順調に入ってくると思うのですが、帰りが一斉になるとインター通りです

か、十字路のところでは信号があるのでおそらく一斉に退散するとなるとむしろ南の方へも車が流れる可能性があるんじゃないかと思うので、この辺の配慮をどうするのですか。

永井会長 南側のほうは、集落の真ん中を走るとなるとどうですか。

大谷説明員 現在の既存道路につきましては、なるべくそういった部分で南側へ車両は入り込まないような対策も今回の斎場計画の中で取込んでいきたいと考えております。

永井会長 特におそらく一番交通関係で影響を受けるのは、やはりインター通りから南側部分のところである可能性があると思うんですね。そこは十分にご検討頂いて通学路それから生活環境に影響を与えるような交通がですね、影響しないようにこの範ちゅうの中で車の処理が出来るような形で十分ご検討して頂く、可能ではないかと思えますけど、十分配慮する必要があるんじゃないかと思えますね。

中山委員 いいですか。今の増淵委員が言った南側に抜ける道は、楡木街道へ抜ける道なんですね。あれはかつて我々は裏道で盛んに使った道なんですね。今車が通らないといった話をしているけど、これはやっぱり一つの将来的なものを考えると、ある程度道路のことは考える必要はあるのではないかと。あれは楡木街道に出ますよ。むしろ、左に曲がってこの道通ってインター通りに出ますよ。この道に行かないようにする話は勝手な話であって、楡木街道から行く人はお寺の脇を通るでしょう。これらのことは考えて考え付くことですから、これはみなさんが考えて色々可能なことですから、そのようなこともやっぱり考えておいたほうがいいと思えますね。今増淵委員が心配したように、間違いなく通りますよ。楡木街道に抜けるのだから。

伊澤説明員 十分に配慮に努めて参ります。ありがとうございます。

永井会長 他にいかがでしょうか。

塩田委員 稼働している時間帯というのはどうなのでしょう。通学路云々という問題になっていると思うんですけど、あまり朝7時8時から葬儀はやらないのかな。むしろ午後の時間帯3時4時5時ぐらいの時にどうなのか、バッティングするのか。お通夜のだいたい6時ごろだと思うんですけど、お通夜の時間帯はそんなに心配ないのではないかと。その辺の午後の時間帯が影響する時間帯ではないのかな。その辺をどうお考えか、どのような就業時間、稼働時間なのですか。

岡本幹事 斎場整備推進室の岡本と申します。現在の山本の火葬場におきましては、9時から夕方5時までの利用形態になっております。新斎場につきましても概ねその時間帯を想定しておるところであります。葬儀に関する慣習等が時代の流れとともに少しずつ変わってきてるところもありまして、今後、市民の皆さんの意向をですね、改めて確認していくことが必要になってくるのかなと思っております。そういう意味では利用時間帯もしくは休館日ですかね、今の斎場では友引日が休場になっておりますが、そのいった休場の日にちの部分においても、市民の意向を確認しながら見直しをしていきたいと考えています。その中で通学路の通学時間帯、学校からの帰り道がたぶん一番危険性があるだろうと思えますので、それについても、安全対策を十分に考えておりますのでよろしくお願い致します。

永井会長 よろしいですか。

塩田委員 はい。

永井会長 そろそろ意見も一回り周ったようなので、少し具体的に意見書についてのご説明を伺ってさらに具体的な検討に入らせて頂きたいと思えます。

それでは、事務局で意見書の内容のご説明をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の資料2と書いてあります都市計画案に対する意見書をご覧ください。この意見書は、冒頭ご説明致しましたように5月6日から20日までの縦覧中にこの都市計画案に対して提出いただきましたもので、意見部分は原文のままとなっております。取扱い注意をお願いします。事前にお渡しいたしましたので、お目を通していただいたとは思いますが、意見書をお出しいただいた皆様の論点、要点を整理する意味で、その概要を説明いたします。提出いただいた受付順番に沿って説明いたしますので、ご了承ください。なお内容が重複するご意見は、最後にまとめさせていただきます。

1ページをご覧ください。1番目と2番目の意見申出者の方々から連名で出されたものです。2ページをご覧ください。中段の1番ですが、「上欠町自治会住民の84%が反対している署名付反対書面を提出しているのにも関わらず、強引に建設計画を進めるのか？また、上欠団地においても90%が反対している。この住民の気持ちを踏みにじらず尊重してほしい」という意見です。次に、同じページの2番ですが、「新斎場の侵入路入り口のインター通りが学童の通学路で、霊柩車が走行し、子どもたちへの影響が心配であると思っている住民の気持ちを踏みにじらないでほしい。」という意見です。また、3番ですが、上欠町富士山台候補地が不当な方法で選ばれており、23候補地のうち最高点1、2位を除いて10候補地の評価をし、選んでいると質問したが、この根拠を説明できていないので、最も重要な項目の説明をしないまま都市計画決定の審議を行うことは不当なことの塗りであるという意見です。続いて3ページ目の4番ですが、現斎場でのリニューアルが合理的、論理的であるのにも関わらず、なぜ巨額費用をかけて、新斎場を造らねばならないか合理的に説明されていないという意見です。5番目は、「市規則250m以内に民家がある場合は、火葬場は建設してはならない。ただし、公衆衛生を害さない場合はこの限りでない。」という主旨の但し書きを適用しているが、日本の環境基準は十分なものであるとはいえない。環境影響評価結果では、火葬炉の影響と車の影響を合算せず別々に論じているが、この考え方は誤りである。」という意見です。以下14ページまではさらにその詳しい意見のページを綴じてあります。

15ページ目は3番目の意見申出者からの意見ですが、「上欠町の現地を実際に見て、市が一番ふさわしいと決めた理由がよくわかった。上欠町に建設できれば地域のイメージアップにつながることを、市はもっと説明すべきである。」という意見です。

17ページ目は4番目の意見申出者からの意見ですが、「今の山本斎場が遺族への配慮が不十分なので、新斎場を一刻も早く建設してほしい。そして私たち遺族が受けた悲しみを早く断ち切ってほしい。」という意見です。

19ページから21ページまでは、5番目の意見申出者からの意見です。21ページをご覧ください。「新斎場の建設について、十分すぎる情報公開がなされていないことが、いつまでたっても住民の疑問が晴れない原因である。個人情報などで、公開できないのであれば、客観的第三者による市民の新斎場に関する意識調査を行い、建設候補地の住民が主体的に参画できるワーキンググループを立ち上げ、建設地の選定を含めた計画内容の詳細についての検討を改めて行うこと。」という意見です。

22ページから26ページまでは、6番目の意見申出者からの意見です。23ページをご覧ください。「5月17日下野新聞報道にある市と住民の溝が埋まらなかった原因として、1として上欠町のほとんどの住民が反対していることに市と地元で認識のずれがある。2として、市規則の距離規定に関して市と地元で認識のずれがある。24ページをお開き下さい。3として、同上の件で大阪市の最高裁判決について市と地元で認識のずれがある。4番目ですが、候補地選定基準について市と地元で認識のずれがある。25ページをご覧ください。5番目ですが、住民が上欠町以上に優れていると思っている箇所に評価を加えないのか疑問である。6番目として住民の理解が得られなくても都市計画審議を進めようとするのは民主主義の時代にあってはならない。という意見でございます。以上から、決定の審議を一時中断して住民との話し合いを優先してほしい。」という意見です。

27ページは7番目の意見申出者からの意見ですが、内容については28ページに記載してあります。「健康を害される恐れがあり、砥上町など広い範囲の住民に説明会実施を。民家からもっと離れた場所に設置すべき。交通アクセスの表玄関への立地は最適でない。」という意見です。

29ページ目は、8番目の意見申出者からの意見ですが、30ページをお開きください。1番目として、「計画地は県外からの来訪者にも配慮されて良い。」2番目として「公共交通機関やバリアフリーに対応をして欲しい。」3番目として「先祖への畏敬の念はお墓や火葬場を身近に感じながら生活することから醸成されると思う。中心市街地からそう遠くない上欠町に整備を。」という意見です。

31ページ目は、9番目の意見申出者からの意見ですが、32ページをお開きください。「都市計画案は法的、理論的も的確性に欠け、妥当でなく、地元住民の理解は全く得られていない。手続きの再考を求める。その理由として、1番目は、市規則を考えずに地点選定を進めている。2番として、アンケートは統計学的手法を採用しておらず、市民の意見を反映したとはいえない。3番として、地点選定の絞込み過程に矛盾がある。4番目で、都市計画案の縦覧で氏名を記載させて、精神的圧迫を与えており、縦覧の自由と公明性が確保されていない。5番として、道路関連部分に変更されているが、都市計画施設内に一般利用道路を付け替え設置するのは妥当でない。また、決定区域外の道路変更の説明は別の手続きで扱うべき。」という意見です。

33ページ目は、10番目の意見申出者からの意見ですが、内容については34～35ページをご覧ください。「第三者も交えて議論し、新斎場建設が妥当と判断すべき。住民と話し合い理解を得てから審議会の審議を。」という意見です。

以上で10番目の意見申出者の方々からのご意見をご説明いたしましたが、59番目の意見申出者までの意見の内容は全く同じというわけではありませんが、重複する内容がほとんどですので、時間の関係で、全ての意見書の説明ということより、若干内容が異なるご意見だけご説明いたします。

36ページ目でございますが、11番目の意見申出者からの意見ですが、枠の中の中段ですが、「子供に聞いてみると、絶対やだと言っている。子供が嫌がる施設には、賛成できない。」というご意見が出ております。

続きましては、38ページ目は、12番目の意見申出者からの意見ですが、39ページの下の段に「斎場はあくまで火葬場を主体とした観点で位置選定を検討すべきだろう」というご意見でございます。ちょっと違う意見ですので紹介させていただきます。

40ページ目は、13番目の意見申出者からの意見ですが、41ページ目に実際の内容が書かれております。中段に、「ひとつの小さな町に市営墓地と火葬場をつくる都市計画は公平、公正なまちづくりではない」というご意見が出ております。

48ページ目は、17番目の意見申出者からの意見ですが、51ページをご覧ください。下の段に、「今使っている斎場は、どこからも見えなくなっているので、人目につかない所に作ることが最適である。」というご意見が出ております。

55ページをお開きください。20番目の意見申出者からの意見ですが、「すぐ目の前にインターチェンジがあるところに作るのは職員の恥ではないか」という意見です。

59ページをお開きください。24番目の意見申出者からの意見ですが、「火葬するとダイオキシンの発生が避けられない。そばに人家がたくさんあり、住民への影響が必ずではまずです。」という意見です。

66ページ目は、31番目の意見申出者からの意見ですが、「小高い山は上欠町にとっては憩いの山である。一度、この場所へ来て確認してほしい。」という意見です。

意見につきましては、まだまだたくさんの方にご意見を戴いたところですが、戴いた意見書の論点を整理いたしますと、まず1つめが、現斎場の改築は可能というご意見の方が2名程度いらっしゃいます。市規則で定める距離制限に違反しているというご意見の方が11名程度いらっしゃいます。続きまして、候補地の選定及び評価に疑問があるというご意見の方が35名程度いらっしゃいます。それから、環境への影響を心配するご意見の方が10名程度、計画の進め方が疑問というご意見の方が36名程度いらっしゃいます。続きまして、火葬場に抱く感情や通学路、町の将来を心配するご意見の方が25名程度いらっしゃいます。最後にその他のご意見、この中に入らないご意見の方が5名程度であったと考えております。

従いまして、これらの7つの論点ごとに、項目を分けまして、市の見解としてご説明させていただきますと思います。なお、全体のご説明後のご質問につきましては、意見書につきましてのご質問では、何番目の意見申出者というような形で個人情報伏せてご質問頂きますようお願い申し上げます。

それでは、斎場整備推進室の伊澤に説明を交代させていただきます。

斎場整備推進室の伊澤でございます。意見に対する見解でございますが、資料4をご覧ください。A3の用紙でございます。58通のご意見は、趣旨が重複する部分もありますので、大きく7つに区分し、それぞれ見解をまとめさせていただきました。では、1つ目の見解を申し上げます。

1ページをご覧ください。1つ目の見解は「現斎場の改築は可能とする意見」についてでございますが、現地改築の可能性について検証をした結果、現在の施設で火葬業務を執り行いながら、改築することは、事実上、不可能であると判断いたしました。まず火葬需要の増加と現斎場の状況についてでございますが、火葬施設は市民生活に必要な不可欠な都市施設であり、火葬炉の停止など不測の事態が発生した場合、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなります。火葬機能を間断なく維持することは、行政に課せられた大きな責任であると考えております。また、今後、火葬需要は大幅に増加することが確実視されておりますが、現斎場では、施設や敷地の狭さから円滑な運営に支障が生じており、特に火葬が急増する冬季におきましては混乱が生じており、仮に現地改築を実施する場合には、火葬業務の維持はもとより、故人との最後のお別れとなるご遺族に対しまして、十分な配慮をすることが必要と考えたところであります。

次に、このような状況の中で現地改築の検証をした結果でございますが、大きく2つの理由により現地改築は不可能であると判断いたしました。

1つ目の理由は、改築に必要な敷地の確保が困難であることであります。現斎場敷地の西側には、約9,400㎡の市有地が隣接しておりますが、ここは高低差約30mの急峻な山林に加え、風致地区や宅地造成規制区域などの規制から、仮に造成ができたとしても利用できる平坦部は5,000㎡以下となります。ページ右上をご覧ください。現斎場の周辺には戸祭山緑地がありますが、ここは市中心部の貴重な緑地であり、その保全のために用地買収を進めておりますので、斎場用地とすることはできないものでございます。

2つ目の理由は改装中の火葬業務に支障が生じる点であります。まず、改築工事は限られた狭い面積の中で行うことになるため、工事による騒音、振動の発生や、現在でも大きな課題となっている、会葬者の錯綜がさらに増加することが予想されますので、最後のお別れの場となるご遺族への配慮が全く取れない状況となり、斎場としての尊厳性や静寂性の確保が困難となります。次に、現斎場は、本市のみならず関係自治体の基幹施設であり、一時的にもその機能を停止することはできませんが、稼働中の施設に隣接した区域で工事が行われることは、工事を起因とする不測の事故の発生により、安全かつ安定的な火葬業務の維持に支障をきたす事態も危惧されます。また、仮に改築工事を行うとすれば、急峻な山林の造成から現施設を解体するまで、工事は段階的にしか実施できないため、工事の期間が長期化することが予想されます。その結果、多くの斎場利用者に影響がでるばかりでなく、周辺住民の方々にも影響を及ぼすものであります。以上のことから、現地改築は不可能と判断したものであります。

続きまして2ページをご覧ください。2つ目の見解は「計画地は市規則で定める距離制限に違反しているとする意見」についてでございますが、火葬業務そのものは高度の公益性を有していること、公衆衛生は確保できること、かつ、本市規則にある距離制限内であっても、公衆衛生その他公益を確保でき、都市計画上、施設の設置は可能と判断しております。まず、墓理法についてでございますが、この法律は、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他の見地から、支障なく行われることを目的とするものであります。また、墓地や火葬場の経営は高度の公益性を有し、地域により風習が異なり、全国一律的な規則になじまないため、墓理法において、設置要件については何も規定しておりません。つまり墓理法は、公益的見地から火葬場設置に関する判断を委ねていると解釈されております。

次に、火葬場の位置付けと公益性でございますが、火葬場は都市計画法において都市施設として位置付けられており、市民生活に必要な不可欠な施設であり、市がその必要性や市民共通の利益と言う観点から、設置しようとする施設であります。また、火葬業務そのものも公益性が高く、市の責務として円滑に遂行しなければならない業務であります。

次に、公衆衛生の確保であります。施設の設置にあたり、公衆衛生を確保することは、人家や公共施設との距離にかかわらず、行政として当然に実施していかなければならないものであります。具体的には、ダイオキシン類などの排気対策や、一定規模の緑地ゾーンの確保などにより、公衆衛生の確保は可能と判断しております。また、今回、市では環境影響評価調査を実施しましたが、この調査において、環境を適正な水準に維持できる結果が得られており、また、全国的に見ても、火葬場周辺から健康被害などの問題は発生していないことから、新斎場建設計画につきましては、規則の距離制限内であっても、公衆衛生の確保その他公益を確保できると判断しております。

続きまして3ページをご覧ください。3つ目の見解は「候補地の選定及び評価に疑問があるという意見」についてであります。本市といたしましては、上欠町を最有力候補地とした総合評価は、適正で妥当なものと考えております。まず、最有力候補地の選定経過についてであります。平成13年6月から建設候補地の選定条件の検討を開始し、同年、8月に適地と思われる土地のリストアップを開始しました。リストアップの際は、より広範な地域を対象とし、また交通利便性の観点も必要と判断し、結果的に24箇所をリストアップしました。

次に、平成13年9月に建設地の選定条件を設定し、広報紙で広く市民に周知をいたしました。選定条件は記載のとおりです。10月に、これまでリストアップした土地から10箇所への絞込みを行ないました。絞込みに際しましては、11項目にわたる評価を実施いたしました。

次に、平成14年5月に10箇所から4箇所に絞込みを行ないました。庁内検討委員会等による現地の調査や、評価項目や評価基準を細分化するなどの見直しをしたうえで再評価を行い、上位4箇所に絞り込みました。

次に、平成14年6月に最有力候補地の選定を行いました。これまでの評価項目に特記事項を加え、総合評価により選定いたしました。上欠町富士山台を選定した理由は、表の3点であります。

次に、候補地の評価についてであります。一連の評価過程におきましては、3段階に分けて評価内容を細分化し、様々な視点から再評価を重ねるなど、より客観的な評価に努めてきたところであります。

次に、評価における情報の開示であります。他の候補地を特定できる情報や用地取得単価以外は、可能な限り開示に努めております。

次に、建設地の決定についてであります。環境アセス等の結果を踏まえ、平成16年10月に最有力候補地を建設地に決定いたしました。

続きまして4ページをご覧ください。4つ目の見解は「環境(大気)への影響を心配する意見」についてであります。本市といたしましては、環境アセスメントの結果をもとに、現在の環境は維持できると判断をいたしました。まず、大気汚染の拡散予測についてのうち、環境基準についてであります。法において有害物質に関する施策の基本とすべき基準として規定されており、この基準以下であれば一定の安全性は確保され则认为しております。環境基準の詳細につきましては表のとおりであります。

次に火葬炉からの排出ガス予測についてであります。排出ガスの予測は年平均値とした長期予測と1時間値とした短期予測の二つを実施しております。また、今回の環境アセスでは、現地調査における最も高い平均値の採用や、窒素酸化物についてはすべて二酸化窒素に変換するとして予測するなど、安全側にたった厳しい条件を設定し予測をしております。

次に、自動車からの排出ガスの予測につきましては、上欠団地入口交差点を通過する利用者がもっとも多いと想定し、年平均値を長期予測しております。

次に二酸化窒素の予測結果であります。火葬炉からの排出ガスや自動車からの排出ガスは環境基準を下回る予測がされております。今回、火葬炉からの短期予測数値と自動車の排出ガス予測を合算すると、環境基準を超えるのではないかと御意見をいただいております。本市の環境影響評価では、予測を安全側に立った、より厳しい条件で行っており、十分な評価結果が得られていると考えております。なお、指針には、火葬炉と自動車の排出ガス予測値を合算するような調査手法は示されておられません。また、ダイオキシンの予測につきましては、環境基準を大きく下回る結果が得られております。

次に、本市で行った拡散予測の信頼性についてですが、経済産業省の委託を受けた産業環境技術協会が開発したモデルを用いて予測を行っており、信頼性は高いと判断しております。また、現斎場における調査において、臭気につきましても影響がないとした予測結果がでておりますように、本市では新斎場の稼働後においても環境を適正な水準に維持できると判断をしておりますが、今後、最新設備の導入や適正な維持管理など、万全な環境保全対策に努めてまいります。

続きまして5ページをご覧ください。5つ目の見解は「計画の進め方に関する意見」についてであります。1つ目の計画の進め方に関する意見についてのうち、1点目の住民参加や有識者による候補地の再考を求める意見についてであります。斎場は市民生活に必要な不可欠な施設であり、その建設・運営にあたっては、市民や有識者の意見を十分に伺うことが必要であります。建設地の決定などについては、行政が公平・中立の立場から行うべき業務と考えております。このため候補地選定にあたっては、意見や情報をできる限り市民からいただき、候補地の絞込みについては、行政が責任を持って行ったところであります。また、今回の新斎場建設計画は、市で建設地を決めてから地元説明に入るというこれまでの方式を変えて、最有力候補地の段階で話し合いを開始し、地元の皆様の意見や環境アセスなどの経過を踏まえながら、建設地として決定したものであります。

2つ目の地域住民の理解確保を優先させるべきとする意見についてのうち、本市の他の事例での取り組みについてであります。今回の新斎場建設計画は、その説明対象をこれまでの公共事業の例をもとに、施設が立地する上欠町の自治会や、地権者を対象に行ってまいりました。平成16年12月までの取り組み経過であります。地権者に対しては、事業の進展に応じ、説明会や戸別訪問を行うとともに、境界立会いや、環境アセスによる所有地への立ち入りなど、地権者の協力を得ながら事業を進めてまいりました。多くの地権者から事業への理解をいただいておりますが、建設に反対されている地権者が数名存在しております。

次に、計画地の地元である上欠町自治会に対しましては、平成14年から約2年間、戸別訪問や説明会など、多くの機会を通じ、話し合いを続けてまいりました。昨年8月には環境アセスメントの調査の結果や、施設の配置計画案について説明会を開催した後、全世帯を戸別に訪問し、建設計画の説明を行ってきました。

次に、上欠団地自治会に対しましては、自治会から話し合いの受け入れがされなかった時期がありましたが、昨年10月から意見交換会を再開し、今後も話し合いを続けることを確認したところであります。

次に平成16年12月に開催した都市計画審議会後の、平成17年1月からの取り組み経過であります。地権者に対しましては、3月に経過報告を行い、4月に都市計画案に関する説明会を開催いたしました。現在、多くの地権者から理解をいただいているところですが、建設に反対されている方もいることから、今後も理解の確保に努めてまいります。

次に上欠町自治会に対しましては、1月に建設反対署名が提出されましたので、それらへの回答と、3月に戸別訪問を行いました。その結果、できれば建設してほしいが、必要な施設であり建設は仕方ないとの意見を、反対署名をされた方も含め、いただいたところです。また、4月に都市計画案に関する説明会を開催しましたが、出席者の大半が退席されたため、翌日から戸別訪問により説明をいたしました。なお、4月28日に、上欠町自治会の代表である自治会長から、市長宛に要望書が提出されました。要望書の内容は自治会の状況を確認し、今後の活動の方針をまとめていただいたものであり、本市としては、一定の理解が示されたものと受け止めております。

次に上欠団地自治会に対しましては、質問への回答をし、その回答について意見交換を行う形式で話し合いを行ってまいりました。現在、市規則の解釈、候補地選定の過程、及び事業の進め方などについてご理解をいただけない状況にありますが、今後ともご理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、今後の取り組みについてであります。現在、都市計画決定に向けて手続きを進めているところであります。決定されれば、計画が本格的にスタートすることになるため、具体的な計画について、広く市民に周知していきたいと考えております。また、これからも多くの話し合いを通して、建設計画のご理解を得てまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。6つ目の見解は「火葬場に抱く感情、及び通学路や町の将来に関する意見」についてであります。1点目は火葬場に抱く感情に関する意見についてであります。火葬場は故人との最後のお別れをする神聖で荘厳な場ではありますが、火葬施設という性格から、家の近くに建設されることや霊柩車の通行に対し、心理的な影響をご心配される方が多くいるのも事実であります。本市では、明るく利用しやすい施設整備を行うとともに、地元の皆様からご意見をうかがいながら、周辺環境への対策に取り組むなど、利用する方からも近くにお住まいになる方からも、従来の火葬場がもつイメージを払拭いただけるよう努めてまいります。また、教育上の配慮から火葬場のあることの可否を議論することは、適当でないと考えているところであります。

2点目は霊柩車の通行や施設の名称に関する意見についてであります。霊柩車につきましては、葬祭業者との協定により、いわゆる宮型車両の乗り入れや通行区域を規制している自治体もありますので、本市においても、周辺の皆様の意見を伺いながら、対策を講じてまいります。また、関係車両が信号待ちなどでインター通りに滞留することがないように、左折専用道路の設置や、既存交差点や道路の改良を行います。特に左折専用道路については、流入の位置などに配慮し、安全性を確保してまいります。施設の名称につきましては、今後、地元の皆様や市民の意見を参考にしながら、決めていきたいと考えております。

3点目は通学路における安全面に関する意見についてであります。計画地北側のインター通りは、小中学生の通学路となっております。通学路の安全対策には歩道の整備や防犯灯の設置などがあげられますが、具体的な対策につきましては、地域の皆様のご意見を伺いながら、十分な安全対策に取り組んでまいります。

4点目は市街地から斎場が見えてしまうという意見についてであります。建物の高さや、配色、植栽など、景観の保全に努めてまいります。

5点目はインターチェンジに近く、市の玄関口であるという意見についてであります。火葬場は市民生活に必要な都市施設であり、遺族や会葬者が故人との最後のお別れをする大切な場所でもありますので、施設が存在が、本市のイメージを損ねるとは考えておりません。また、新斎場は周辺の4町も利用する施設であり、計画地は広域利用圏の概ね中央に位置しております。

6点目は聖山公園が既にある上欠町に新斎場を設置するのかという意見についてであります。聖山公園は市内外から人気の高いスポットとして評価され、遺跡の広場には年間30校を越える小学校を含め、約2万人の人達が訪れていることをみれば、「墓地は暗くて怖い」というイメージから、かけ離れていると考えております。また、新斎場の計画地周辺はすばらしい景観が残っており、明るく利用しやすい施設整備に努めることにより、従来の火葬場のイメージを払拭できると考えております。

続きまして、7ページをご覧ください。7つ目はその他の意見についてであります。1点目は建設を早期に推進するべきという意見についてであります。現斎場の状況や今後の火葬需要の増加を勘案すれば、一刻も早く、整備に取り組んでいきたいと考えております。

2点目は手続き等の意見についてであります。まず、赤道の付け替えに関する意見についてであります。道路管理者と協議のうえ、現在の道路としての機能を失わずに、通行できる案といたしました。

次に建物用途に関する意見についてであります。本市斎場の告別室の利用率が高いことから、斎場部分である式場施設につきましても、火葬場として、都市計画決定をお諮りするものでございます。

次に、都市計画決定区域外の道路変更も説明しているという意見についてであります。アクセス道路として関連性があるため、計画全体の説明が必要と考えたものであります。

次に、都市計画案の縦覧における、縦覧の自由と公明性に関する意見についてであります。縦覧名簿への記載は了解のうえ行い、縦覧される方への配慮として職員が同席しております。今後とも、より市民の立場に立った窓口の応対に努めてまいります。

以上、長い時間をいただきまして、本市の見解を述べさせていただきました。

新斎場の建設計画はこれから本格的なスタートであり、今後とも、地権者の皆様や

地元自治会の皆様に対しまして、話し合いを通じながら、ご理解とご協力がいただけますよう、誠心誠意取り組んでまいります。

審議会委員の皆様におかれましても、ぜひともご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

永井会長

どうも、ありがとうございました。それでは、今のご説明に対してご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

荒井委員

大まかに聞いて3つの点についての質問兼意見ということで、お聞き頂きたいと思うのですが、まず1つは、墓埋法の法律施行細則、市の規則の問題がまず1つお尋ねしたい。それと、環境アセスのことについてが2つ目、もう1つ本件の候補地の選定プロセスの問題についてが3つ目ということでもあります。1つずつ申し上げると、まず施行細則の問題で距離規制というか距離制限がある。この点についてですね、本件では250m以内に民家がある、という条件のようですから、施行細則上の問題は問題が無いということですが、この細則の立法手続きの中で細則がいつ頃出来たのかという話と、細則制定の際の立法者意思と言いますか、議会でどのような議論をされたのか、というあたりを教えて頂ければ。本文にですね、本文に抵触するけど、本件の場合はという説明として、そういう説明をいただきたいなと考えています。それは墓埋法の立法趣旨はもう結構ですから、細則の立法精神ですね。それと、もう1つは宇都宮市と同程度の規模の自治体で火葬場と例えばこういった細則の存在、不存在の問題、同じような細則があった場合の実際上の設置のあり方の例があれば教えて頂きたいと思います。

永井会長

今の細則に関してのご答弁、事務局のほうで説明お願いしたいと思います。

大沢説明員

まず1つ目のいつ頃制定されたのかと、その立法者の意思ということでございますが、元々この法律施行細則は、宇都宮市におきましては平成8年4月1日付けで中核市に移行した際に、県が定めていた同じ栃木県の細則をそのまま引き継ぐ形で、本市で制定したものでございます。その際の立法者の意思というのは、当時の担当のほうでも、そこまでは把握していません。県では、昭和23年当時墓埋法が制定されたその直後からこの法律そのものは施行されています。同じ他市の状況ということでございますが、ここにつきましては、平成13年に同じように移転新築により整備されました、大阪府箕面市の箕面市聖苑、こちらにつきましては火葬炉が10基なのですが、隣接地が住宅地に囲まれる立地条件でございますが、大阪府条例の300mの距離規定に対しまして、但し書を適用して建設されている事例がございます。

荒井委員

そうしますと、県の規則を横ずらして頂いてきたという感じがあるようですね。県議会のその議事みたいものまでは調べてないですね。

大沢説明員

規則という形でございますので、議会は審議案件にはならなかったと思います。

荒井委員

同じような例は、大阪ぐらいしか見つからないのですか。

大沢説明員

但し書を適用して、建設したところというのは、同規模、同程度、宇都宮市と火葬炉数が同程度といたしますと、こちらとですね、まだ建設されていないところは何件か同じような案件がございますが、そちらはまだ、今やはり同じように都市計画決定をしていくということございまして、実際にはまだ稼働はしておりませんが、小さい所では、兵庫県の芦屋市、こちらは火葬炉数は4基だと思っておりますが、こちらでも但し書適用で建設した経過がございます。

永井会長

よろしいでしょうか。

荒井委員

はい。2つ目はですね、環境アセスのことなんですけど、資料4の4ページですね。排出ガスの予測の問題については、旧厚生省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に

準じて環境アセスをやるということで、ちょっと私勉強不足であまりこの辺は知らないのですが、この指針に基づいて環境アセスをするということは、一般的にだいたいどんな環境アセスでも行われていることだというふうに了解してよろしいでしょうか。

福田説明員 今回の火葬場のアセスということで、こちらの廃棄物処理施設の生活環境影響調査指針のほうを参考に行った訳なんですけども、排出ガスが発生する施設ということで、こちらの廃棄物処理施設のものを市が参考に実施したということになっております。

荒井委員 それは全く通常の事、通常の評価方法な訳ですね。

福田説明員 火葬場そのものは、何か指針が示されたりしておりませんので、同じような排出ガスがでる施設として、参考に指針を用いております。

荒井委員 その質問をしたというのはですね、旧厚生省の指針には施設そのものの排出ガスと周辺環境の道路の自動車の排気ガスを合算して、アセスをするような調査方法が示されていないということなので、合算してアセスをする方法というのと、施設単独でのアセスというものと、通常アセスの仕方としてどういう手法を取っているのかということをお尋ねしたかったのです。

福田説明員 通常の指針に示されていますとおり、施設からの排出ガスの予測と、それからこちらの廃棄物処理施設の指針では、廃棄物の運送車両の排出ガスのほうの予測を別々に行っております。今回の環境アセスにおきましては、それぞれの予測において、バックグラウンド値を厳しくするなど、安全側に立った予測を行っておりますので、指針に調査方法が示されて無いように、十分な予測結果が得られていると考えております。

荒井委員 そうしますと、資料の3でまとめて頂いておりますけども、資料3の3ページですね、二酸化窒素の将来濃度ということで0.023ppm予測結果が出ておりますが、0.023ppmというものの中には、そのバックグラウンド数値も含まれているんですか。

福田説明員 バックグラウンド値も含まれております。

荒井委員 さらにその点でなんですけど、旧厚生省の指針では、バックグラウンド濃度の設定では困難であるというふうに書いてあるんですね。そうすると、旧厚生省の指針ではバックグラウンド値を無視したアセスというものを、行う訳ですかね。

福田説明員 長期予測値と短期予測値というものがございまして、指針におきましてバックグラウンド値の想定が困難であるとしているのは、短期予測のほうになっております。長期予測値におきましては、バックグラウンド値にさらに長期予測値を足して評価をする、それから短期におきましては、指針においてはバックグラウンド値は困難であるとしておりますけど、今回のアセスにおいては、そこにおいてもバックグラウンド値を足して、そこに予測値をまた足して評価をしております。より厳しい評価をしているということでご理解頂きたいと思っております。

荒井委員 そうすると、今回のアセスの基準と旧厚生省の環境予測が困難であるという旧厚生省の指針でやった場合では数字が違ってくる訳ですね。

福田説明員 はい。バックグラウンド値を除いた数値になります。

永井会長 よろしいですか。

荒井委員 はい。普通アセスのこういったやり方としては、施設単独の調査をするというのは通常なのですか。

永井会長 周辺と1セットというか、どこまでをバックグラウンドでとるかというのは、通常は施設のアセスの時にどこまでやるかというのは、ちょっと私にも。生井委員その辺どうですか。道路環境のアセスなんかやる時どうします。周辺環境なんかを今度は逆に道路に加えたりしていますか。

生井委員 してないですね。

永井会長 しないですよ、普通はね。1個1個単独で行いますよね。というのが普通のやり方だと思うんですよ。ですから、複合的にこうなったらというのは、なかなかやりにくいですよ。

生井委員 そうですよ。範囲が決まらないですね。

永井会長 そうですよ。どこまで取るかというのがね。だから1個1個の施設で発生源ごとにチェックしていくというのが、今の技術で行けばそういう流れじゃないのかなと思いますね。一般的には。よろしいでしょうか。

荒井委員 はい。3つ目のその選定プロセスの問題ですけれども、前回の審議会でも若干頂いたと思うのですが、意見書を出して頂いている住民の方とですね、市側の説明がちゃんとやったとか、おかしいとかという結論だけのやりとりになってですね、審議会の一委員としては分からないんですよ。いわば空中戦みたいな感じになっていてですね、宇都宮市の情報公開の問題では、非公開が妥当であるという結論が出されているので、しかもどこが候補地だったかななどの生データはですね、あまり影響が大きすぎて、審議会でも審査出来ないと思いますし、選定結果をやり直すような作業は適当ではないと思います。思いますが、絞込みのプロセスがどんな風に行われたかというですね、チェックはこの審議会ですべて頂いたほうが良いのではないかというふうに思っているんです。やっぱりやるべきではないという審議会の意見であるのであればそれはそれで従いますけども、私の個人的な意見としては選定結果のプロセスがですね、仮に適当であれば非公開にすることもありうるでしょうし、ある程度我々委員一人一人が納得出来るようなことをですね工夫して頂いたほうがいいのではないかと思うんですけども、その点については、他の委員の方のご意見もあるでしょうし、どのようにお考えか皆様のご意見を聞いてみたいと思います。

永井会長 個人情報というものの範ちゅうですね。どこまで出来るか、我々が。審議会というのがどこまで個人情報が見られるんですか。その解釈はあるんですか。

荒井委員 審議会にそんな権限はないというのであれば、問題外であるんですけどね。

永井会長 審議会はどこまで個人情報を見られるのですかね。

斉藤書記 都市計画審議会におきましては、原則審議会自体公開、非公開の2つの選択肢がございまして、非公開の場において、個人にからむ情報を委員が審議する必要がある場合、非公開の形を取ります。審議会の中では委員の立場は準公務員という形になります。準公務員というのは、公務員と同じように守秘義務を要するという形になりますので、審議会の中では個人情報は基本的にオープンになります。

荒井委員 個人情報を生のままで見たいと言っている訳では無いんです。A、B、Cでも構わないんですけど。要するにプロセスがこういうプロセスで盛り込まれましたという過程を納得できるかどうかというだけの話なんです。だから、再審査したいという訳ではないし、生の情報を見たいという訳でもないです。そういう作業が可能かどうか、あるいは適当かどうかということを提案している訳です。

- 永井会長 審議した時の概要はあるんだけど、トレースして我々が決定プロセスを見せて頂いたデータで、我々がトレースしてみたら同じところへたどり着くかという格好では見られてないですね。見られてないけど、これだけの作業をやってこの中から選びましたという資料は見せて頂いているという今の状況だと思います。
- 荒井委員 ですから、もうその作業は前回の審議会で済んでいるから、やらなくても良いというご意見が多数であればですね、それはそれで結構だと思います。
- 永井会長 他の委員の方、いかがでしょうか。検討した範ちゅうとか、検討した項目は大体分かっていると思うんですね。どこの範ちゅうでもって、候補地を選んで、それでこういう項目で検討したら、こういう結果になりましたということなんですけど、今の情報だけで我々が今のところへたどり着けるかということそうではないと思うんですけども。そこまでやる必要があるかどうかということだと思います。
- 荒井委員 そのことが、若干気になって提案させて頂いたのは、結局住民の方の意見書の中で不透明であるとか、あるいは公正ではないというご意見があって、それが空中戦のままで、いやそうでは無いのですということで行くのか、いやもうプロセスとしてやらせてもらっているのですということ説得可能な情報として市側はですね、住民の人たちに説明出来て今後行くかどうかという問題と平行だと思うのですよね。それが十分可能だという事であれば、審議会で審議するほどの話では無いのだと思うのですよね。あくまでも、平行線でいつまでたっても空中戦をやっているのだということであれば、ちょっと悲しいなと。
- 永井会長 市のほうは逆に言うと、住民の方々のディスカッションの中でプロセスはこうようになっていく説得が出来るかどうかということですね。説得出来なければ代わりに審議会でもってチェックしてなるほどこうだったよと、審議会としてはこれで判断をしてお返ししたほうが逆に言えば、地元とのプロセスに対しての候補地のプロセスに関してははっきりするのではないかというのが、荒井委員のご意見ですね。
- 岡本幹事 12月の前回の審議会の席ですね、候補地の1から23の別紙4という資料と、失礼しました、参考資料2ですね。前回の審議会参考資料2の中に最初のリストアップの23か所の候補地と、そのあと10か所の候補地に絞り込んだ資料と、そのあとの参考資料3ということで、4か所に絞り込んだ資料ということでお示しさせて頂いていると思います。10か所から4か所に絞り込んだ際には、候補地の1,2,3をそのままの4か所に絞り込んだ際に候補地に4とかという形で、同じ候補地名を使ってですね、地名ではなくて、候補地の1,2,3を使って移行させていたということなんですけど、24か所から10か所に絞り込んだ時には、最初からまた、1からずっと番号を振ってしまった関係で、おそらくその辺の理解がなされていないのかなと思っていて、地元の方々の方々に対しましては、23か所の候補地を、こういう評価点のもとで上から順番に選んで10か所に絞り込みました。その10か所が4か所に絞り込みましたという関連付けた表をお示ししてご説明しているところでもあります。委員の方々にこの資料でご理解頂けるということであれば、コピーをとってお配りすることができるのかと思っております。
- 永井会長 今のお話は、今の事務局の資料でもって、地元の方とプロセスに対して説明はちゃんと出来ますというお答えですね。
- 岡本幹事 文書の照会や質問とかそのような中では、この資料でお示ししてご説明申し上げているところではありますので。
- 永井会長 大丈夫だということなんですか。例えば1つは地元のほうではもっと良い所が入っていないのではないかという意見もありましたが、大丈夫ですか。

岡本幹事	<p>評価の部分においてですね、私どもが説明しているものに対して個別の部分の評価点の高い所が抜けているとか、そのような言い方を今回の意見書の中にもされてらっしゃるんですね。24か所の候補地の中から、点数の高い所から10か所を絞り込んだ形の関連表をお示ししておりますので、それで私どもは理解して頂けるものと思っておりますし、委員の方々にも関連一覧表をお示しすることで、関連付けが分かって頂けると思っております。</p>
木村幹事	<p>市民生活部長です。候補地選定の経過につきましては、先ほど資料4の中で経過を追ってご説明申し上げましたが、詳細の中におきましても24か所から10か所、4か所という過程につきまして地元の皆さんにもお示しをしながら説明を致しております。先ほど方針がありましたとおり、より透明性を高めるためにということで、平成13年当初からそのような前提で作っておりますので、その時々によって同じ項目を絞り込みの中で同じ項目よりも、より詳しい説明の中でということで項目を増やしております。増やして最終的に総合評価のときは、逆に項目が減ってしまったところの中で、不信感とかそういうものが働いているのではないかというような、そういうご不安も持たれる、ご疑念も持たれておりますが、それは総合判断に必要な項目ということで判断をしたということですのでご説明を致しておりますので、これにつきましては非常に分かりづらい、場所を特定しないということによっておきる誤解とかそういうものもありませんので、そこらの点を除けばすべて説明出来ている資料かと思っております。ですから、もし細かいことがあればこれまでも文書等での質問に対してお答えもしております。そういう中でこれからお時間を頂いて地元の方でもしご不満があれば十分に説明出来るだけの内容ということで、前回の審議会にもその評価表すべてをお示しして、出しておりますので十分これから説明できると思っておりますので、私どもはこれを理解して頂けるように今後事務局として精一杯がんばっていきたくて考えております。</p>
永井会長	<p>いかがでしょうか。荒井委員からのお話で、この3番目のプロセスについては審議会でもう一回見るべきかもしれないという荒井委員の意見なんですが、その必要があるとお考えの方がいらっしゃるればご意見を頂きたいと思うのですが。</p> <p>それとも市が持っている資料で色々な質問が出た時には、その都度分かるような形で資料を作り直しながらも、作り直しながらというのは説明の仕方を、結果は今プロセス一つ実際にある訳ですから、そのプロセスが分かるような形で資料を作って説明はできるというのが市側のお考えだと思うんですが。</p>
中山委員	<p>今、部長のほうから話がありましたようにそういうことで、ある委員から言われたように色々意見書から出ていました。しかし、それらについて十分対応できるだけのことは皆さんも考えているだろうし、そのことを十分考えて頂いてやはり住民の皆さんに理解を得るためのことは努力してもらおう。そのようなことで私はよろしいのではないかと思います。</p>
永井会長	<p>他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、今の荒井委員のご意見については、事務局の持っているデータで説明をなおかつ、きちっとやって頂く、今後ですね、という進め方でやっていただければと思います。</p> <p>他についていかがでしょうか。何かございませんでしょうか。周辺の緑は都市施設のエリアの外側にも緑がありますね。これは担保される保証はあるんですかね。その辺はどうなっているんですか。今緑があるから周りへの環境については緩和されているんですが。そこが民地の場合仮に開発されてしまう可能性、危険性があるかどうか。</p>
大谷説明員	<p>結論から申し上げますと、周辺の緑がこのまま担保されるということは、それぞれの土地所有者の方もおりますのでその部分については担保したいところなんですが、この部分は今後の土地利用の中で、各々土地所有者の方が考えることになってくるとは思われます。ただ今回区域として設定しております区域の中につきましては、十分な施設周辺の緩衝緑地等の幅も確保しておりますので、その中では十分な緑地のほうを確保致しま</p>

して周辺環境の保全に努めたいと考えております。

永井会長

平たく言うと、周りは分からないよということですね。この絵に描いてある緑のところの用地は買い取る訳ですよ。この周りについては、危険性はあるよということなんですか。

大谷説明員

そのような危険性はあるかと思われませんが、出来れば周りの地権者の方にもご協力して頂きまして、このまま緑地として維持して頂けるようなそういうお話も出来るかと考えております。

永井会長

具体的には、そういうお話を周りの方、地権者の方とやっておられますか。どんなことになっておりますかね。実態として。

伊澤説明員

私どもが示したエリアの中で、緑地幅とかですね十分なものがありますので、このエリアを越えた緑の確保という点につきましては、正直このエリア外の地権者とは話しておりません。

永井会長

話していないのですか。

伊澤説明員

はい。

永井会長

なにか協定を結ぶとかもあまり考えていないのですか。インター側のほうについてはだいたいいけてると思うのですが、むしろ南側のところなんですよ。農家の方々がそんなことはやらないかもしれないですけど。出来ればなにか担保して欲しいですよ。

鈴木委員

こういう公共的な施設が出来ることによって土地の利用度というのも、もっと高まるんじゃないかと思うんですけどもね。周辺も含めて。だから、地域の活性化という意味では決してマイナスではないんじゃないかという判断をするんですけど。

永井会長

せっかく道路も広くなったんだから、ここに何か置きましょうよという話が出てくるのが、この南側の所ですよ。先ほどのお話じゃないですけど、ここに交通が出てきたりなんかして、じゃあちょっとという話になる可能性がないかどうか心配ですね。

増淵委員

現在の斎場の周辺には、葬儀屋さんですか、斎場の本当に周りに一杯出ていますね。

塩田委員

資料4の最後のほうにも書いてありますけど、名称の問題ですよ。一般的に斎場とお呼びしているんですけど。かつては今の競輪場通りが火葬場街道とか、焼場街道とかそういうふうと呼ばれた時期があったんですね。30年ぐらい前ですけど。もうあの時は国体がありまして我々が青年の時お手伝いしたんですけど、失礼ですけど市のかかり上の方があそこを火葬場街道、焼場街道というような呼び方をしていたんですよ。今はそんな呼び方をする方はいらっしやらないと思うんですけど、まあ競輪場通りというのも正直不本意なんですけど、公園通りとかなにか良い名前と呼んだったらいいんじゃないかと、再三市のほうにご提案申し上げていましたけれども一切聴いて頂けませんでした。かつてはね。たぶん、今であれば取り上げて頂けると思うんですけど。今はなんて呼んでいるんですか。競輪場通りですか。ああいう呼び方をされますと本当に付近の住民の方は本当に迷惑施設というのは当たり前のごとで、ぜひともそういう名前はあるんでしょうけれども、施設もですね斎苑とか色々ありますけれども、安らぎの広場とか、安らぎの里であるとか、良い名称をぜひ付けて頂きたいということと、周辺の話がありましたけれども、まだそこまで行政のほうもそこまで頭が回らないと思いますけども、出来るだけグリーントラスト運動なんかもおやりになっていることですから当然契約などもされてですね、周辺の雑木林を極力保全することと、むしろまたプラスで増やしていくということも一つ方法なんじゃないのかなという気がします。それと建築関係なのでこういう事を言うと自分の首を締めるような話になって同業者から叱られるかもしれ

ませんが、この意見書の中で埼玉ですか、ホテルのような施設でかなり羨ましげなことをすばらしいと書いてありましたけれども、平成の初めの頃の出来た斎場ってのはホテル並みではなくてホテル以上のすばらしい施設ですよ。だからそれが果たして良いのかどうかという、出来る限り周辺の環境整備なり、付近の住民の方々にプラスになる要素の考え方とかに出来ないものかと、もうちょっとシンプルでも良いのではないかということと言うと叱られるかもしれませんが、あとは煙突とはどうしても周辺から見えてしまうのではないかと思うんです。さもあれが斎場の煙突だというのがわかりますよね、あちこちで見ますとね、その辺のデザイン的な要素も是非とも加味して頂いて、迷惑施設ではなくて本当に皆さんが理解できるような施設、あとは周辺の整備に対して出来るだけそちらのほうにも資金、生々しい話ですけども、非常に周辺に気を使われたほうがよるしいのではないかなという気がいたします。名称も含めて。

木村幹事

4点ほどご意見を頂きました。まず、名称等あるいは地元のイメージを損なわないような配慮ということでございます。これにつきましては、地元の説明会等におきましても、そのようなご意見等頂いております。十分そのものに配慮していきたいと思っております。例えば同じ地区に聖山公園があるというようなことでのご意見も意見書にもありますが、その中でも聖山公園を造成する時には地元の方のご意見もお伺いしながら聖山公園というような名称にしていったという経緯もありますので、より皆さんのご意見、あるいは市民の皆さんのご意見も参考にしながら地域のイメージを損なわない、むしろ先ほどいただきました安らぎの地というようなイメージが湧くようなものにしていきたいと思っております。当然周辺の道路等につきましても、市では同じような愛称等で進めておりますのでそういうものを活用しながらやっていきたいと考えております。

また緑を増やす、緑の関係でございますが、非常に分かりづらいものでございますが、先ほど会長からありました敷地内の中でも相当数緑が確保されていると考えております。この裏についております航空写真を見ますと、裸になっているところには、葦とかあるいは葛の原になっているところがちょうど茶色になっているところですが、そのところの一部に建物が建つので、全部に建物が建つ訳ではございませんので、平坦地ではございますが、そういう意味で緑を多く増やすような基本コンセプトの森の中の聖なる地の創造という基本コンセプト、この資料4の3ページにありますようなそのコンセプトを生かすようなものということで今後計画を進める中で配慮していきたいと考えております。

それから景観につきましては、宇都宮市、これまでもこの審議会の中でも色々ご議論頂いたそういう積み重ねがありますので十分そのものは、先ほど委員の方からいただいた意見も踏まえながらプラスしてこれまでのものも付け加えながら十分な対応をしていきたいというふうに考えております。

それから煙突につきましては、これは煙突のない斎場ということでバグフィルターとかそういうようなもので十分対応できる施設ということで地元のほうにもご説明しておりますのでそこらへんのところは不安を払拭するような説明を進めていきたいと考えております。

永井会長

ありがとうございました。私がずっと検証のほうをさせて頂きまして、全体で私が思うに恐らくこの山は地元の方々が有意義な意味合いを今まで持っていたと思うのです。そういう価値を持っていたものだと思うんです。それが物理的に真ん中の土地を使って今お話があったように周りの緑を残しながらなんですけれど、赤道がついているので、ある人は中に入って、なんらかのことをやっておられたり、ある意味では地区のシンボルだと思うんです。恐らくそのシンボルの意味は斎場がもしも来た場合には変わってくると思うのだけれども、やっぱりシンボルであり続ける必要があるんじゃないかなという気がしています。私はそこら辺りの心をですね地元の方とよく話して次のシンボルになるような計画にですね地元の方々と一緒に盛り上げていくことが必要じゃないかなと思いますね。

それからあとは選定プロセスのところですが、そこについてはもしも何か都市計画決定ということの流れとは違ったところで、我々のほうで何かお手伝い出来ることがあったらですね、その後も我々がチェック出来るようなことも可能性としてはあるのじゃ

ないかと思しますので、必要があれば我々が中へ入って何人かでチェックして、生のなるべくの情報をですね、地元の方に間接的にお渡しするという役割も都市計画審議会の中で持っても良いんじゃないかと気がしております。特に塩田委員がおっしゃったようにグリーントラストというやわらかい手法もあるので、ぜひ宇都宮全体の環境問題として平地林をどうやって残すかっていうのは非常に大きな問題なのでこの周辺のところからまずそういうことをやってみるというのは積極的な対応もですねぜひお考え頂ければと致します。

今日のこの議題についてですね、もしもご異存がある方がいらっしゃればご意見をお伺いしたいと思います。なければ原案で通させて頂きたい。先ほどの付帯条件として地元の方々イメージを育てていくということで、最後まで話し合いをさせて頂くということをご条件にご同意いただければと思っております。何かご意見があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

塩田委員 ここは富士山台というだけであって、富士山が見える場所なのですか。富士山が見えるのですか。

伊澤説明員 以前は見えたそうです。

塩田委員 むしろ富士山が見える場所ということも含めて、環境整備をするのだという、そういう環境を作るという中に新斎場があるんだという考え方のほうがよろしいという気がします。

永井会長 以前というより、見えますよね。明らかに見えます、ここは。だから富士見台なんですよ。富士見台というのはどういうのかというと山がちょっと小高くて前が下がってて向こう側に富士山があるのが富士見台なんですよ。そういう地形でここは典型的な富士見台ですよ。だからそういうことも地元の方々ですね、あるいは来た方々がそういうことも見られるような場所、ポイントを作っていくなんてことも1つの大事なポイントかもしれませんね。そうやってこの山のイメージを作り上げて頂きたいという気がしますね。

それでは、もしもご意見がなければ、原案どおり異存なしということで答申させて頂いてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

永井会長 ありがとうございます。それでは原案どおり異存なしということで答申させて頂きたいと思っております。
あと、事務局のほうでなにかその他でございますか。

飯塚書記 今年度の予定でございますが、今年度もはっきりと申し上げられませんが、結構案件として予定されているものがございます。冒頭部長が申し上げましたとおり、あと3回ほど今年度は開かせて頂く予定でございますので、委員の皆様方には申し訳ございませんがご協力のほどよろしくお願い致します。ありがとうございました。

永井会長 以上で本日の議事を終了させて頂きます。どうも委員の皆様、幹事の方々ご苦労様でした。ありがとうございました。

宇都宮市都市計画審議会

会 長
永 井 護

議事録署名委員
荒 井 雅 彦

議事録署名委員
杵 渕 広